

みんなの声を活かす意見公募手続の結果公表

様式 3

案件名「御殿場市犯罪被害者等支援条例」(案)

「御殿場市犯罪被害者等支援条例」(案)に対し、ご意見をいただきありがとうございます。出された意見の内容（概要）及び意見に対する市の考え方は以下のとおりです。

みんなの声を活かす意見公募手続の結果

1	意見提出者数	3 人	
2	提出された意見の数	7 件	
3	意見の反映状況		
①	反映した意見	1 件	
②	既に盛り込み済みの意見	件	
③	今後参考とする意見	6 件	
④	反映できない意見	件	
⑤	その他（質問等）	件	
4	意見の反映状況一覧		
No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	第5条（市民等の責務）について。 市民等へ協力を求めているが、協力内容を明記したほうが良いのではないかと。	条例は、目的や基本理念、基本的施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策は別途検討してまいります。 犯罪被害者等支援につきましては、犯罪被害者の方や、そのご家族・ご遺族が置かれる状況は様々であり、必要とされる支援も様々です。市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援へのご理解ご協力をお願い致します。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	③

2	第6条（相談及び情報提供等）について。 市ばかりではなく、関係各所への窓口も必要ではないか。関係各所に窓口を設置することにより間口が広がり、市との情報交換も密になるのではないか。	被害者支援の窓口につきましては、市においてはくらしの安全課、各警察署においては警務課となっておりますが、関係機関等におきましても適切に連絡調整ができるよう協力を依頼してまいります。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	③
3	本当に困っている人は、窓口へ連絡することが出来ずにいる。積極的に聞きに出向く体制も必要ではないか。	犯罪被害者の方や、そのご家族・ご遺族が置かれる状況は様々であり、必要とされる支援も様々です。周囲からの干渉を望まない場合（時期）も想定されます。 二次被害にならないよう配慮をしながら、相談者の心情に寄り添った対応を心がけてまいります。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	③
4	加害者、加害者家族等が受けるであろう誹謗中傷等が考えられるため、加害者に対しても同様の条例が必要ではないか。	加害者等が誹謗中傷や脅迫など本条例で定めるところの犯罪等の被害者になった場合は、本条例で支援を行ってまいります。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	③

5	「関係機関等」という言葉が3か所出てくるが、すべて同じ機関を示しているのか。 「関係機関等」について案があれば機関名を明記してはどうか。	「関係機関等」は、国、県、警察等を指しますが、できるだけわかりやすい表現を検討させていただきます。	①
6	本条例についてどのような形で運営していくのか。運営形態を明記したらどうか。	条例は、目的や基本理念、基本的施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な運営形態等は別途検討してまいります。 条例施行後は、御殿場警察署・認定 NPO 法人静岡県犯罪被害者支援センター・御殿場市の三者で連携協定締結を予定しており、関係機関等と連携協力しながら各種施策を行ってまいります。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	③
7	犯罪被害者への対応についてどのような問題が発生しているか等、市民にもよく理解できる具体例が掲載されている冊子などがあれば、理解が深まり正しい対応ができるのではないかな。	頂いたご意見については、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。	③
5	意思決定後の策定案の内容	変更なし	
6	意見の公表先	市ホームページ、くらしの安全課	

担当課	御殿場市 市民部 くらしの安全課 相談・安全スタッフ TEL：0550-82-8400 FAX：0550-82-4333 メールアドレス：seikatsu@city.gotemba.lg.jp
-----	--